

全国商工会議所青年部連合会の後援等名義使用の承認に関する規程

平成15年 2月 7日制定

平成20年 2月 8日改定

平成22年 7月17日改定

1. 目的

この規程は、各地商工会議所青年部等が開催する事業活動（以下「開催事業」）が、関係諸団体のより深い理解・連携・支援を獲得し、事業活動そのものをより活発にし、より大きな成果を実現することを目的とし、全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）の後援、協賛その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」）使用の承認について必要な事項を定めるものとする。

2. 主催者の承認基準

主催者は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 本会の会員又は特別会員
- (2) その他本会の会員又は特別会員が推薦する団体であって、会長が適当であると認めるもの

3. 開催事業の承認基準

開催事業は、次に掲げる要件を全て満たしているもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 商工業の改善発達又は地域の振興に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 本会の事業活動方針と合致していること。
- (3) 特定の個人又は法人の利益を目的としないものであること。
- (4) 特定の政治・宗教団体等と関わりがないこと。

4. 承認申請手続き

後援等名義の使用の承認を受けようとする団体の代表者は、予め、事業の名称、主催者、目的、開催日時あるいは開催期間、事業計画の概要、後援等団体名、申請者名、連絡先等を明記した本会役員会宛て申請書を事業の開催日あるいは開始日の原則4ヶ月前の末日までに日本商工会議所事務局に提出し、同事務局内審査及び本会役員会の承認を受けなければならない。また、会長が必要を認めるときは、申請時に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 主催団体の存在を明らかにする書類
- (2) 主催団体の役員その他開催事業関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 予算書

(4) その他、会長が必要と認める書類

5. 承認に関する手続き

提出された申請書は、総務委員会から本会役員会（含む電子会議室）へ上程し審議を受けるものとする。

6. 承認等の通知、報告

会長は後援等名義の使用の承認または不承認について、申請者に書面で通知する。

7. 承認の期間

後援等名義の使用期間は、承認の日から当該開催事業の終了の日までとし、長期にわたるものは1年間を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は開催事業の性質上やむをえない理由があると会長が判断した場合は、この限りではない。

8. 承認の取り消し

会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの規定に違反したとき。
- (2) 名義使用者が偽りその他の不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- (3) その他、会長が当該後援等名義の使用の継続を不相当であると認めたととき。

9. 開催事業終了の報告

名義使用者は、当該事業が終了したときは、その結果について役員会へ報告しなければならない。

10. 後援等名義の使用に伴う本会の対応

- (1) 本会は、後援等名義の使用の承認に係る開催事業に対し、事業実施に係る経費又は人的役務を負担しない。ただし役員会が必要と認めるときは、この限りではない。
- (2) 本会は、事業活動の結果生じる経済的利益・不利益についてはその責任を負わない。
- (3) 名義使用者から要請がある場合、可能な範囲（本会主催会議における印刷物の配布、本会広報媒体での紹介など）での開催事業の広報に協力する。

附則

本規程は、平成22年7月20日より施行する。